

感染症対策における地方公共団体による検査の実施の確保等について

平成26年1月
厚生労働省健康局結核感染症課

感染症対策における地方公共団体による検査の実施の確保等について

地方公共団体の役割

- 新興感染症対策においては各地方公共団体に設置されている地衛研の検査対応なしに成り立たないという現状。
- 特に、最近新たに発生した新型インフルエンザ、H7N9、H5N1、MERS、SFTS等については、地方公共団体において、疑い患者に対する検査業務を実施。
- また、麻疹等のワクチンによる予防が可能な疾患への検査対応等においても地衛研の協力が不可欠（確定診断とウイルス型の特定、感染症流行予測調査事業への協力等）
- なお、多くの地方公共団体では、保健所は検査機能を有しておらず、地衛研に検査機能が集約されている。

課題

- 現行法上、病原体等の検査の実施等について地方公共団体の責務とされておらず、また、国が都道府県に対し検査を指示する法的根拠もない。
- 検査業務に係る予算・定員の削減、熟練技術者の減少や検査技術の高度化に技術者の技能習得が追いつかないこと等により、今後、法律上の枠組みが十分でない中、地方公共団体により適確な検査が実施されるか懸念がある。

論点

- 感染症法上、病原体等の検査の実施等を地方公共団体の責務とし、その実施方法等について厚生労働大臣が定めることとして、地方公共団体による適確な検査の実施・検査水準の向上を図ってはどうか。また、必要に応じ、国が地方公共団体に検査を指示できる規定や検査結果の報告を求める規定を設けてはどうか。
- 全国レベルでの検査の効率化等のため、各都道府県で一律の検査機能を維持するのではなく地域ごとにブロック化すること等について、どう考えるべきか。

(参考)

地方衛生研究所(地衛研)について

沿革

- 地衛研の歴史・沿革は各地方公共団体ごとにより異なるが、その設置について国が地方公共団体に通知したのは、昭和23年の厚生省局長通知に遡る。
- その後、昭和39年に厚生事務次官通知により地方衛生研究所設置要綱が定められ、昭和51年、平成9年に改正。

目的

- 地衛研は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び推進を図るため、都道府県、指定都市等における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。現在、全国に79ヶ所設置されている。

業務

- 地衛研の業務は、上記通知による設置要綱に示された①調査研究、②試験検査、③研修指導、④公衆衛生情報等の収集・解析・提供の4つに大別される。
- 調査研究業務として、疾病予防、生活環境施設、食品及び栄養等に関する調査研究について、試験検査業務として、衛生微生物等、衛生動物、食品・食品添加物、温泉、病理学・生化学等に関する試験検査について規定。
- 研修指導業務として、保健所の職員等への研修指導、衛生試験検査機関への技術的指導等について規定。
- 公衆衛生情報等の収集・解析・提供の業務として、試験検査の方法等及び公衆衛生に関する情報の収集・解析、当該情報の収集・解析結果の関係行政部局、市町村及び地域住民等への情報提供について規定。